

時事新報

明治十八年十一月十四日 土曜日
 乙酉十月八日 (癸酉)
 日出版六時三十分
 月出版後四時五十分
 日出版後四時五十分
 日出版後四時五十分
 日出版後四時五十分
 (西曆一千八百八十五年)

定 價
 一月金三圓 三月金八圓 半年金十五圓 一年金三十圓
 零售每份五分
 東京 大坂 神戶 京都 大阪 名古屋 横濱 仙台 青森 函館 札幌 旭川 釧路 網走 小樽 函館 札幌 旭川 釧路 網走 小樽
 東京 大坂 神戶 京都 大阪 名古屋 横濱 仙台 青森 函館 札幌 旭川 釧路 網走 小樽
 東京 大坂 神戶 京都 大阪 名古屋 横濱 仙台 青森 函館 札幌 旭川 釧路 網走 小樽

時事新報廣告料(前金)一行二付
 一行十行 一日以上 六日以上 十五日以上 三十日以上 六十日以上 九十日以上 一百二十日以上
 一行十行 一日以上 六日以上 十五日以上 三十日以上 六十日以上 九十日以上 一百二十日以上

時事新報

外國交通を盛んにするの法如何

外國との交通を盛んにするは今日我國の要務なるを我々國現の外國交通の未だ十分ならずとは我輩が前號の紙上に論じた大要あり然らば之を盛んにするに如何なる手段あるべきやと云ふに其方便の修々あるべし例へば今既に日本政府が充分の資力ありとせば政府より内國又は外國の汽船會社に補助金と與へて新に外國に定期航海を開かし若くは現存の航路に保護を與へて航海の度數を増さしめ或は年々巨額の學費を給して多數の留學生と海外を派遣するなどは既に至極面白き工夫なれ共今財政困難なる日本政府に向て斯く費するは後日の相談とて其他に一層近易かる方法を尋ねるべき我輩が今日日本は外國交通を盛んにする最も直接なる方便からんと思ふるもれば外國人に内地雜居を許すは英語英文の教育と奨勵とを以て之あり現行條約の不條理不体統として大に彼我双方の便利と害する次第は我輩が既に十分論ぜしむる處あり其其他の不便は姑く措き單に本論に主意ある外國交通の一點より論ずるも今日の如く日本の各地に居留地あるものと認め外國人として其中に盤居せしめ夫より十里四方の外へは遊歩せしむるも出ると許さるるが如く最も内外人民の交際を妨ぐる法なりと謂はざるを得ず而して又其居留地あるもれば一種異種の場所として日本國の真中に在りても日本の法律に支配を受けし日本國中の外國とも稱すべき有様あり

るも以て日本人民も居留地と見ると恰も外國の如く已と得ざる用向にてもゆらされを敢て之に近付らざるの趣あるが如し孰れも居留地の制度は内外人民の交際を親密ならしむるものありざるも明白あり故に今日於て現行條約を改正し不正不便宜ある治外法權を全廢して日本國內に在る外國人は盡く日本法に律を遵奉せざるべし其代りに日本全國を打開けて千島の果てより薩摩の隅に至る迄如何なる津々浦々も勝手次第に外國人の居住往來を許すことせば從來互に城廓と稱へて互に相近づくの道かかりし内外人民も始めて打解けて往來交際するの機會を得て大に内外の關係を親密ならしむるを得べきなり次に英語英文の教育を奨勵するも亦外國の交通を盛んにするに於て大なる方便なるべし英語英文を知るもの必ずしも哲學者能子にあらず之を知らざるもの中にも事理に通達世務が明かある人物の決して少からずと雖も如何もせん英語英文は目下外國交通に要具ありて恰も河海の舟楫の如きものあれば何程智識あり才能ある人にて英語英文を知らざれば渡り舟を得ざる一般として到底外國人に交はることを得ず我輩は既に今の居留地の制度の大に内外交通の便を塞ぐものたる旨を論じたれ共今日如く日本人民中に英語と解し英文を讀むもの少なき間は假令内地雜居の世の中となるも到底内外人の間に親密なる交際あるを望むべからざるあり又日本人が概して貧乏なるは明白なる事實を我共日本國中に十萬計の財產と有する人々を決して少ありらず而して是等の人々の中には學問の爲め商用の爲め又は保護見物に爲めに外國に行くことを得るの餘裕ある人々も亦決して少なりざるべし然るに我輩が前號の紙上に舉げたる統計に見ゆる如く年々日本より外國へ渡航する人数は僅かに千餘人にして此千餘人も細りに分析すれば多くは直接に商用と帶ぶるものありざれば間接に官廳より旅費を給與せらるものありて私に洋行するものもこの學問又は商用に爲めするものすら甚だ少なし況てや保護見物等の爲めに往來するに至りては殆ど數ふるに足らざる少數ならん今既に太平洋洋飛脚船の上等客となりて米國に至り米國有名の場所々々を見物の上太西洋と渡りて歐洲に入り歐洲各國の名邑大都と歴覽し文明開化の實證の有様を獲る限なく見物とて滿腹の智識と愉快とを土產の自出度日本に歸る者一箇年一箇年の時日と費支其費用凡一萬圓なりとせんに一箇年の閑暇と一萬圓の遊資固より大ならざるに非ず貴乏人の夢も考及ばざる處なれども數十萬圓の身代を有する大家の主人か若くは若主人などに取ては左まで置くべき金額と時日とをあらす今日田舎の水呑百姓が伊勢參宮に出掛くるを比すれば遙に容易なるべし然るも水呑百姓の伊勢參宮は此の如く多數なるに大家の主人の洋行するもの此の如く少數なるは何ぞや全く外國交通の必要具たる英語英文を習識なきが爲めに外國と隔れば唯何となく天涯萬里の殊邦絶域あり

との想像して初より之に行かんとの念とも起さず又假令へ行かんとの念を起すも英語英文を知らずして外國に遊歩は容易の業にあらざるが爲めのみ右は唯一端の例と擧げたるのとなれ共英語英文と知らざれば獨り國の内外にて直接に外國人と交際する能はざるのみならず又彼此の間に書面の往復と爲ま又は書籍新聞紙と購讀せざる間接に其智識見聞を裨益する能はず之が爲め外國の外國交通の進歩を妨ぐるの事實は決して二三に止まらず故に今後日本の外國交通を盛ならしめんが爲めは英語英文の教育を奨勵する事最も大切なるべし其奨勵の方法は付ては様々の工夫もあらん此等細目議論なれば教育の責に任する人々の考案に任せて可なり我輩は唯我國上流の人々が皆外國交通の大切な事と合點し官民の別なく相共盡力して之を進捗するの工夫を運らざる事を希望するのみ

官 報

海軍省達 乙第十四號
 海軍武官結婚條例左ノ通被定候條此旨相達候事
 明治十八年十一月十三日 海軍卿伯備川村純義

海軍武官結婚條例
 第一條 凡ハ軍人ノ結婚セント欲スル者將官并同僚官ニ在テハ勅許ヲ仰キ准士官以上ニ在テハ海軍卿ノ許可ヲ受テ下士官ニ在テハ所管長官ノ許可ヲ受クベシ
 第二條 少尉補機關士補軍醫補主計補ハ年齢二十五歳以上ニ至ラザレバ結婚スルコトヲ許サズ
 第三條 下士官ニ在テハ左ノ揚テハ結婚スルコトヲ許サズ
 一 年齢二十五歳未滿ノ者
 二 若水兵若火夫
 三 徵兵令ニ據リ徵集シタル現役兵
 第四條 娶ルベキ婦人ハ行狀端正ニシテ年齢十六歳以上ノ者タルベシ
 第五條 結婚ノ許可ヲ得ント欲スル者ハ第八條第一號書式ノ願書ニ第二號書式ノ身元證書ヲ添テ出願スベシ
 第六條 將官并同僚官ノ願書ニハ海軍卿准士官以上ノ願書ニハ所管長官下士官ノ願書ニハ所管長官與書證印スベシ
 第七條 結婚ヲ整ヘタル時ハ其旨速ニ届出スベシ
 第八條 結婚願書式并身元證書式ハ左ノ如シ(書式略ス)
 第九條 大藏省告示第四百九十九號
 本年(十月)當省告示第四百一十一號告示本月中金祿公債贖書ノ元金ヲ償還スベキ金額三百四十萬六千七百四十五圓ノ處尙左ノ金額ヲ增加ス
 一 金五十六萬六千二百五圓

明治十八年十一月十三日 大藏卿伯備松方正義
工部省告示第三十二號
 長野縣松本電信分局ヨリ同縣伊那へ電線架設同所へ分局ヲ設置シ本月十五日ヨリ開局ス

明治十八年十一月十三日 工部卿伯備佐々木高行
司法省告示第十一號
 盛岡始審裁判所管内福岡治安裁判所來ル十二月一日開庭ス

右告示候事
 明治十八年十一月十三日 司法卿伯備山田顯義
 東京府達丙第四百十三號 郡區役所 戶長役場
 官有地轉賃之儀左之通相定候條官有地借用人へ示達シ請書取置クヘシ此旨相達候事
 明治十八年十一月十三日 東京府知事渡邊洪基
 官有地借用人ニシテ從前轉賃セシモノハ三箇月以内ノ許可ヲ受クヘキモノトス
 但轉賃ヲ許サシモ成規アルモノハ此限コトナス
 官有地借用人ニシテ從前轉賃セシモノハ三箇月以内ノ許可ヲ受クヘキモノトス
 官有地借用人ニシテ從前轉賃セシモノハ三箇月以内ノ許可ヲ受クヘキモノトス
 官有地借用人ニシテ從前轉賃セシモノハ三箇月以内ノ許可ヲ受クヘキモノトス

大坂商法會館所總會 同會館所にては去る六日に

定式總會
 又副會
 處田中
 共同貯蓄會
 十二月に當
 十箇年と一
 衛門三井三
 と委託し
 本月限り
 四千七百
 七十五圓
 事に定め
 東京商
 の爲め生
 競球等の
 其方法と
 如きも小
 を附與
 大坂通
 路取廣
 若手し
 日本郵
 を納む
 元來大
 扱間屋
 は十一
 の荷物
 船會社
 出來さ
 れども
 社の荷
 等に分
 十圓と
 六戸な
 に廣く
 とざる
 成西成
 の昨年
 を聞く
 千石な
 千石餘
 の不景
 弊益々
 んとの
 方應造
 近頃支
 下に使
 へ向け
 の近頃
 る品を
 方へ輸
 して此